

ヘッジ会計②

ヘッジ会計適用のための要件とは？

金融調査部 研究員 斎藤航

第14回で説明したヘッジ会計を適用するためには、一定の要件が必要です。第15回では、ヘッジ会計を適用するための要件について見ていきます。

ヘッジ会計適用のためには、一定の要件が必要

第14回では、ヘッジ会計の概要を説明しました。ヘッジ手段とヘッジ対象の損益計上時期が一致しない場合、ヘッジ対象の相場変動等による損失のリスクがヘッジ手段によってカバーされているという実態がうまく損益計算書に反映されません。そこで、ヘッジ対象の損失リスクをヘッジ手段によりカバーしている効果を損益計算書に反映するため、両者の損益を同じ会計期間に計上する例外的な会計処理がヘッジ会計であることを説明しました。

仮に、ヘッジ対象の相場変動等による損失リスクがヘッジ手段によってカバーされているという実態が認められない場合に、ヘッジ会計が適用されてしまうと、損益計上時期を企業が操作できることとなり、適切な利益が損益計算書に反映されなくなってしまう。そこで、金融商品会計基準では、ヘッジ会計を適用する要件として、ヘッジ取引開始時の要件である**事前テスト**と、ヘッジ取引時以降の要件である**事後テスト**の両方を満たすことが求められています。

事前テスト（ヘッジ取引開始時の要件）

ヘッジ取引開始時に、ヘッジ取引が企業のリスク管理方針に基づくものであることが以下のいずれかによって客観的に認められる必要があります。

(ア) そのヘッジ取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが文書で確認できること（個々のヘッジ取引を行う際に、企業の所定の方針に従って適切な社内承認手続が行われ、それが文書化されている場合など、比較的単純な形でヘッジ取引を行っている場合に認められます。）

(イ) リスク管理方針に関して明確な内部規定および内部統制組織が存在し、そのヘッジ取引が

これに従って処理されることが期待されること（多数のヘッジ取引を行っており、個別のヘッジ取引とリスク管理方針との関係を具体的に文書化することが困難な場合に認められます。具体的には、ヘッジのためのデリバティブ取引を実行する部門とは分離されたリスク管理部門を設け、ヘッジ取引の実行を適切に管理するシステムが確立されている必要があります。）

具体的には、企業は、ヘッジ取引開始時に以下の事項を正式な文書によって明確にしておく必要があります。

① ヘッジ手段とヘッジ対象の関係

ヘッジ対象のリスクを明確にし、これらのリスクに対してどのようなヘッジ手段を用いるかを明確にする必要があります。例えば、変動金利での借入金に対し、変動金利と固定金利を交換する通貨スワップ取引をヘッジ手段として用いることが考えられますが、これらの関係を正式な文書によって明確にしなければなりません。また、ヘッジ手段に関しては、その有効性について事前に予測しておく必要があります。

② ヘッジ有効性の評価方法

企業は、ヘッジ開始時点で相場変動またはキャッシュ・フロー変動の相殺の有効性を評価する方法を明確にしなければなりません。また、ヘッジが行われる期間を通して一貫して、その評価方法を用いてそのヘッジ関係が高い有効性をもって相殺が行われていることを確認しなければなりません。

事後テスト（ヘッジ取引時以降の要件）

企業は、ヘッジ取引時以降も継続して、ヘッジ対象の相場変動が高い水準でヘッジ手段によって相殺されているかを確認しなければなりません。このヘッジの有効性の評価は決算日には必ず行うとともに、少なくとも6ヵ月に1回程度は行う必要があります。

ヘッジ有効性の評価方法（事後テスト）

ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ開始時からヘッジ有効性判定時点までの期間において、次ページの式で算出した有効性比率が概ね80%から125%の範囲内であれば、ヘッジ対象とヘッジ手段の間に高い相関関係があると認められます¹。

¹ ただし、ヘッジ取引開始時に行ったヘッジ効果の事前確認の結果が、ヘッジ手段の高い有効性を示している限り、算出した変動額の比率が高い相関関係を示していなくても、その原因が変動幅が小さいことによる一時的なものだと認められるときは、ヘッジ会計の適用を継続できます。

$$\text{有効性比率} = \frac{\text{ヘッジ手段の時価変動額の（ヘッジ取引開始時から有効性判定時までの）累計額}}{\text{ヘッジ対象の時価変動額の（ヘッジ取引開始時から有効性判定時までの）累計額}}$$

例えば、ヘッジ手段の損失額（累計）が90でヘッジ対象の利益額（累計）が100である場合、相殺の程度は、 $90/100 = 90\%$ と計算され、これらのヘッジ手段とヘッジ対象には高い相関関係があり、ヘッジは有効であると判断できます。以下で具体例を用いて見てみましょう。

ヘッジ有効性の評価方法（事後テスト）の具体例²

A社は保有している商品X（売却日：10月31日）について、価格下落を予想したため、3月1日に商品先物売契約を締結しました。この商品先物売契約では、商品Xの価格がいくらになっても、A社が保有している商品Xと同じ量を約定日の10月31日に価格2,400円で売ることができます。なお、A社は3月決算であるとします³。

商品Xがヘッジ対象、商品先物売契約がヘッジ手段に該当します。商品Xと先物の時価の変動は図表にまとめた通りとします。図表の時価変動額は、その日付の時価から、図表の日付欄にある一つ前の日付の時価を引いた額です。例えば、3月31日の商品Xの時価変動額は3月31日の商品Xの時価2,390から3月1日の商品Xの時価2,450を引いて求めます。時価変動額の累計は、3月の累計であれば3月31日の時価変動額、3月～9月の累計であれば3月31日の時価変動額に9月30日の時価変動額を足して求めます。

図表 商品Xと先物の時価の変動

日付	商品X時価	先物時価	商品X時価変動額	先物時価変動額
3月1日	2,450	2,400	—	—
3月31日	2,390	2,350	2,390－2,450＝－60 3月31日の時価から3月1日の時価を引く	2,350－2,400＝－50
9月30日	2,350	2,320	2,350－2,390＝－40 9月30日の時価から3月31日の時価を引く	2,320－2,350＝－30
10月31日	2,330	2,300	2,330－2,350＝－20 10月31日の時価から9月30日の時価を引く	2,300－2,320＝－20
累計(3月)	—	—	－60 3月31日の時価変動額	－50
累計(3月～9月)	—	—	(－60)＋(－40)＝－100 (3月累計に9月30日の時価変動額を足す)	(－50)＋(－30)＝－80
累計(3月～10月)	—	—	(－100)＋(－20)＝－120 (3月～9月累計に10月31日の時価変動額を足す)	(－80)＋(－20)＝－100

(出所) 日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」をもとに大和総研作成

² 日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」設例17をもとに作成しました。

³ 説明を簡単にするため、証拠金、手数料、税金等は考慮しません。

次に、3月31日、9月30日、10月31日でヘッジの有効性の判定を行ってみます。

(1) 3月31日時点（決算日）

ヘッジを開始した日は3月1日です。そのため、3月1日からの有効性比率を求めます。3月31日時点のヘッジ対象の時価は2,390で、ヘッジを開始した3月1日の時価2,450よりも低くなっているため、累計額で見ると、60損をしています。

一方で、3月31日時点のヘッジ手段の時価は、ヘッジを開始した3月1日よりも低くなっていますが、3月1日の先物の時価2,400というのは、10月31日に価格2,400で商品Xを売ることができるというものです。3月31日時点で先物の時価が2,350に下がりましたが、10月31日に商品Xを2,400で売れることが確定しているため、その差額50は利益になります。

よって、ヘッジ対象の損失額（累計）が60でヘッジ手段の利益額（累計）が50である場合、相殺の程度は

$$\text{有効性比率} = \frac{\text{ヘッジ手段の時価変動額の累計額}}{\text{ヘッジ対象の時価変動額の累計額}} = \frac{50}{60} \approx 83.3\%$$

で、80%から125%の範囲内なので、ヘッジには高い有効性があると判断できます。

(2) 9月30日時点（決算日から6ヵ月後）

(1)と同様に、ヘッジを開始した3月1日からの有効性比率を求めます。相殺の程度は、

$$\text{有効性比率} = \frac{\text{ヘッジ手段の時価変動額の累計額}}{\text{ヘッジ対象の時価変動額の累計額}} = \frac{80}{100} = 80.0\%$$

で、80%から125%の範囲内なので、高い有効性があると判断できます。

(3) 10月31日時点（商品Xの売却日、先物の約定日）

(1)と同様に、ヘッジを開始した3月1日からの有効性比率を求めます。相殺の程度は、

$$\text{有効性比率} = \frac{\text{ヘッジ手段の時価変動額の累計額}}{\text{ヘッジ対象の時価変動額の累計額}} = \frac{100}{120} \approx 83.3\%$$

で、80%から125%の範囲内なので、高い有効性があると判断できます。

以上、今回説明したこれらの要件を満たした場合に、ヘッジ会計が適用できます。次回は、繰延ヘッジ会計の詳細と会計処理例について見ていきます。

（次回予告：第16回 ヘッジ会計③）以上